

あなたの一票を大切に！



滋賀県議会議員一般選挙

●投票日 4月8日(日)【告示日】

3月30日(金)

日野町議会議員一般選挙

●投票日 4月22日(日)【告示日】

4月17日(火)

選挙運動について

◆選挙運動の期間

選挙運動ができる期間は、立候補の届出が受理された時から投票日の前日までです。したがって、立候補の届出前の選挙運動は禁止されています。

②旅行、出張等のため、自分が住んでいる投票区の区域外に滞在する予定がある場合

③病気、出産、身体の障害等のため、当日に歩行が困難な場合

なお、期日前投票ができる期間は告示日の翌日から投票日の前日まで時間は午前8時30分から午後8時までです（土日も期日前投票をすることができます）。また、期日前投票は選挙期日ににおける投票と同様に投票用紙を直接投票箱に入れることができます。

今回の選挙の期日前投票は、次のことおりになります。

期日前投票ができる場合で主なものは次のとおりです。
①仕事、学業、冠婚葬祭などの用務に従事する場合
昭和62年4月23日以前に生まれた人で、平成19年1月16日以前から引き続き町内に住所のある人

投票について

◆投票ができる人

●滋賀県議会議員一般選挙

時間内（午前7時から午後8時まで）に投票所に行くことができないと見込まれる人が事前に投票ができる制度です。

投票日の当日に仕事やレジマー、冠婚葬祭などの事情があって投票時間が内（午前7時から午後8時まで）に投票所に行くことができないと見込まれる人が事前に投票ができる制度です。（午前8時30分から午後8時まで）

●日野町議会議員一般選挙

昭和62年4月9日以前に生まれた人で、平成18年12月29日以前から引き続き県内に住所のある人

期日前投票ができる場合で主なものは次のとおりです。

【期日前投票期間】

●滋賀県議会議員一般選挙

3月31日(土)から4月7日(土)までの毎日



●日野町議会議員一般選挙

4月18日(水)から4月21日(土)までの毎日

【場所】

日野町役場1階103会議室

(税務課の隣)

◆禁止されている選挙運動

選挙運動は、公職選挙法でいくつかの制限が加えられています。

この中で、全ての人に対する原則として「禁止されている選挙運動」には、次のようなものがあります。

■戸別訪問

有権者の家を訪ねて投票を依頼したり、または投票をさせないように依頼するような行為は、「戸別訪問」として禁止されています。

■飲食物の提供

特定の候補者の選挙運動に関して飲食物を提供することは、いかなる名義であっても原則として禁止されます。

例えば……

- * 候補者が選挙運動員の慰労のために酒やビールを与えること。
- * 第三者から陣中見舞いとして候補者に酒や料理を提供すること。
- * 選挙事務所開きに酒やビールを提供すること。

ただし、お茶や通常用いられる程度のお茶菓子は除かれています。また、選挙運動員に渡す弁当は一定の基準で提供することができます。

◆選挙運動ができない人

警察官・選挙管理委員などの特定公務員、投票管理者や開票管理者の職にある人、選挙犯罪によって選挙権・被選挙権を失った人、未成年者などは、選挙運動が禁止されています。また、公務員等がその地位を利

用して選挙運動をすることも禁止されています。

西大路小学校の児童3名が最優秀、優秀に

滋賀県明るい選挙推進啓発用作品募集・ポスターの部

平成18年度滋賀県明るい

選挙推進啓発用作品募集・

ポスターの部は、明るい選

挙を推進するため、未来の

有権者である県内の小学校・

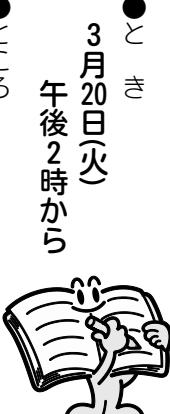
中学校・高等学校などの児

童・生徒の皆さんを対象に

毎年行われています。

今年度も県内から多くの応募があり、滋賀県選挙管理委員会の審査の結果、西

大路小学校の仲上昂希さん（4年）の作品が最優秀に、また、同小学校の島村睦美さん（6年）と夏原楓さん（6年）の作品が、それぞれ優秀に選ばれました。



立候補予定者説明会

予定者説明会を次のとおり開催します。

●とき
3月20日(火)
午後2時から

林業センター ホール



優秀

なつはら かえで
夏原 楓さん
(西大路小6年)



優秀

しまむら むつみ
島村 睦美さん
(西大路小6年)



最優秀

なかがみ こうき
仲上 昂希さん
(西大路小4年)

